

平成 27 年 12 月 3 日

関係者各位

破産者大島健伸

破産管財人 瀬 戸 英 雄

**(株)シグマらの立替金請求訴訟及び(株)シグマの優先的破産債権
確認請求訴訟の第一審判決の結果について**

第 1 概要

- 1 平成 27 年 11 月 26 日、東京地裁民事第 44 部において、株式会社シグマ、株式会社 I R E 及び株式会社 Q A M (以下、単に「シグマ」もしくは「シグマら」といいます。)が当職を被告として、破産者大島健伸氏 (以下「破産者」といいます。)の租税債務を第三者弁済するなどし、弁済による代位によって財団債権たる租税債権を取得したと主張して、総額 27 億 2650 万 9016 円の立替金の支払を求めている訴訟の判決言渡しがありましたので、ご報告します (第 2 の 1 ご参照)。
- 2 同月 12 日、東京地裁民事第 44 部において、シグマが当職を被告として、破産者の租税債務 (優先的破産債権部分) を第三者弁済し、弁済による代位によって優先的破産債権たる租税債権を取得したと主張して、12 億 0607 万 8255 円の優先的破産債権が存在することの確認を求めている訴訟の判決言渡しがありましたので、ご報告します (第 2 の 2 ご参照)。

第 2 判決要旨

1 立替金支払請求訴訟

【主文】

- ① 原告らの請求をいずれも棄却する。
- ② 訴訟費用は原告らの負担とする。

【理由の要旨】

① 本件源泉所得税について

シグマは、破産者の源泉所得税 (計 3 億 0415 万 5592 円) を立替払いしたと主張するが、関係各証拠によれば、シグマが主張する本件源泉所得税の徴収納税義務者はいずれもシグマであると認められるので、当該源泉所得税債権が存在するとは認められない。よって、シグマの上記請求は認められない。

② 本件申告所得税及び本件住民税について

シグマは、破産者の申告所得税 (計 6 億 4423 万 7300 円) 及び住民税 (計 4 億 2038 万 9324 円) を立替払いしたと主張するが、これらの租税は破産者の名義で納付されており、シグマが納付したのか判然せず、また、シグマが国税通則法 41 条 1 項所定

の第三者納付の手続を利用できなかった事情も認められず、そもそもシグマが破産者の租税債務を立替払いする動機も明らかではないことから、シグマが立替払いをしたと認めることはできない。よって、シグマの上記請求は認められない。

③ 租税債権への代位の可否について

I R E及びQ A Mが国に対して破産者の国に対する租税債務の支払いをし、破産者に対して求償権を取得したことは認められるものの、弁済による代位は、弁済者が債務者に対して取得する求償権を確保するために債権者の債務者に対する債権及びその担保権を弁済者に移転させるものであり、債権の性質上譲渡が許されない債権については弁済による代位は否定されるというべきであり、また、租税債権は、公法上の債権として私人間でこれを直接行使することが予定されていないことから、「債権の性質上譲渡することが許されない債権」であると解するのが相当である。よって、I R E及びQ A Mの請求はいずれも認められない。

2 優先的破産債権確認請求訴訟

【主文】

- ① 本件訴えを却下する。
- ② 訴訟費用は原告の負担とする。

【理由の要旨】

破産債権の行使については、法律に特別な定めがある場合を除き、当該債権の満足を求めるすべての法律上及び事実上の行為は破産手続によらずにすることはできないのであり（破産法 100 条 1 項）、債務名義に基づく強制執行や保全執行のみならず、給付訴訟や積極的確認訴訟も破産債権の行使として許されない。

よって、優先的破産債権が存在することの確認を求める本件訴えは、破産手続によらなければ行使することができない破産債権の行使に当たるので、破産法 100 条 1 項に反する不適法な訴えである。

以 上